

議案第92号

新居浜市立障害者支援施設設置及び管理条例を廃止する条例の制定について

新居浜市立障害者支援施設設置及び管理条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成24年12月4日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市立障害者支援施設設置及び管理条例を廃止する条例

新居浜市立障害者支援施設設置及び管理条例（平成24年条例第15号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に廃止前の新居浜市立障害者支援施設設置及び管理条例（以下「廃止前の条例」という。）第6条第1項の規定により利用の承認を受けた者に係る廃止前の条例第8条及び第9条に規定する使用料及び使用料の還付については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に行われた行為に対する廃止前の条例第10条及び第11条に規定する原状回復義務及び損害賠償については、なお従前の例による。

提案理由

新居浜市立くすのき園を平成26年3月31日限り廃止し、民間移管するため、本案を提出する。